

説明資料

(金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」報告)

金融審議会総会
2026年2月3日

地域経済を支える地域金融力の強化（考え方）

- 地域において人口減少・少子高齢化が進行し、地域企業の人手・後継者不足も深刻化。こうした課題に対応しつつ、地域経済が発展していくため、地域金融には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることにとどまらず、
 - ✓ 内外のプレイヤーと連携しつつ、中堅・中小企業による研究開発や設備投資、事業買収などを、戦略面・ファイナンス面で後押しし、成長につなげること、
 - ✓ 企業のM&A・事業承継や事業再生、経営人材確保、DXを支援すること、
 - ✓ 官民連携のまちづくりへの参画などを通じ、地域課題の解決に資すること、等を通じて地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）を発揮していくことが強く期待されている。
⇒ 地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくための政策を総動員する。
- 地域金融機関は、十分な経営体力・収益基盤を確保し、地域の「要」として上記の地域金融力を発揮していくことが求められるが、その役割を将来にわたって果たしていく上で課題に直面。
 - ✓ 経済・市場の変動への対応に加え、高度化するサイバー攻撃やマネロンへの対応等が求められ、金融サービスを安定的に提供するためのコストは増大し、規模の大小に関わりなく高度なシステムや専門人材確保の必要性も高まっている。
 - ✓ 預金減少に直面する地域金融機関では、中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性がある。
 - ✓ さらに、大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等が生じれば経営基盤が大きく損なわれる。
⇒ このような課題を踏まえつつ、地域金融機関が地域社会からの期待に応え続けていくための環境整備にも取り組む。

地域金融力の強化に関するワーキング・グループ報告書の概要

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する**地域が持続的に発展**を目指す中で、**地域金融の地域経済に貢献する力**(=「**地域金融力**」)への期待は極めて強い。
- ①**地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決**、その前提となる②**地域金融力発揮のための環境整備**の両面から、**地域金融力の強化に必要な方策**について審議を行い、以下のとおりまとめたもの。

① 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

1. 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業への成長支援

- ✓ 地域における成長意欲の高い中堅企業を支援するため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進するとともに、地域金融機関への知見提供等を行う

2. M&A・事業承継や経営者等の人才確保の支援

- ✓ 監督指針の改正等を通じ、地域金融機関によるM&A・事業承継や人材確保の支援機能の強化を後押し

3. 円滑な事業再生等に向けた支援の促進

- ✓ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの改正の検討や、REVICの体制整備等により、事業者への円滑な事業再生支援を図る

4. 企業価値担保権も活用した事業性融資の推進

- ✓ 2026年5月導入の企業価値担保権活用に向けた環境整備を進める

5. スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援

- ✓ ベンチャーデット等に関する金融検査・監督の具体的な考え方を示す

6. 経営者保証に依存しない融資の促進

- ✓ 監督指針を改正し、金融機関や事業者の行動変容を一層拡大

7. 地域企業へのDX支援の推進

- ✓ 地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるよう監督指針の改正等を実施

8. 地域課題の解決

- ✓ 地域金融機関による地域課題の解決に資する以下の取組を推進
 - (1) ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進
 - (2) 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画
 - (3) 農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進
 - (4) 過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進
 - (5) 地域における資産形成や金融経済教育における貢献

9. 地域金融機関による地域活性化の取組事例の共有と活用

- ✓ 地域活性化の取組に関する事例集を取りまとめるとともに、関係者が連携して知恵を出し合う場を創り、こうした取組を促進する

10. 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進

- ✓ 投資専門会社の出資に関する要件について、更なる緩和・明確化を検討

② 地域金融力発揮のための環境整備

1. 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組

- ✓ 複数の金融機関による、内部監査の共同化の方策の検討や、システムの合理化・持続化等のための共同利用の推進

2. 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等

(1) 資本参加制度の期限延長・拡充

- ✓ 申請期限を長期的な目標で延長・設定
- ✓ 大規模な自然災害等に備え、資本参加の特例を予め整備
- ✓ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備

(2) 資金交付制度の期限延長・拡充

- ✓ 申請期限について、独禁法の特例法の廃止期限（2030年11月）も意識しつつ、政策効果の発揮が期待できるような延長幅を設定
- ✓ 交付上限額・補助率を引き上げるほか、交付対象行為・経費を拡充
- ✓ 中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備

(3) 優先出資の消却方法の弾力化

- ✓ 協同組織金融機関に対する優先出資を行いややすくするため、債権者保護手続の整備とあわせて優先出資の消却方法を弾力化

3. その他の環境整備

- (1) 早期警戒制度の見直し
- (2) モニタリングの強化等
 - ✓ 地域金融機関に対するモニタリング体制を抜本的に強化
- (3) 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）